



りそな銀行アジアニュース

平成 21年 12月 1日

りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所/華南】

「来料加工工場の法人転換に伴う輸入設備の税収に関する通知」の補完について

中国税関総署は9月16日、税関総署公告〔2009〕62号を公布しました。これは、7月16日に財政部、税関総署が公布した「来料加工工場の法人転換に伴う輸入設備の税収に関する通知（財関税〔2009〕48号）」を補完するものです。主な内容は以下の通りです。

1. 財関税〔2009〕48号通知の概要

- (1) 来料加工工場が外商投資企業から提供を受けた無償設備（2008年12月31日までに税関に加工貿易手帳登録済で、且つ2009年6月30日までに輸入申告済で税関監督期間内にあるもの）を、2009年7月1日から2011年6月30日までに、外商投資企業が無償で現物出資して法人設立を行う場合、輸入関税・増値税が免除される。
- (2) 2009年1月1日以降に新たに登録を行った無償設備、及び2008年12月31日以前に登録を行ったものの、2009年7月1日以降に輸入申告がされた無償設備を、現物出資して法人設立を行う場合、新たに設立される法人の業務が国家奨励類産業目録または中西部地区外商投資優位産業項目に属する場合を除き、規定の関税納付が必要となる。

2. 税関総署公告〔2009〕62号の概要

- (1) 上述1.(1)の免税措置を受けるため、外商投資企業は2011年6月30日までに一回限り主管税関に減免税申請書を提出し、主管税関の審査及び認可を経た後、関連する手続をしなければならない。
- (2) 現物出資する無償設備の免税手続申請時の申告金額は、当初当該設備を輸入した際の通関申告金額を超えてはならず、且つ外商投資企業の投資総額に含め、当該設備の税関監督期間は来料加工時から連続して計算する。
- (3) 外商投資企業は無償設備の免税手続を税関へ申請する際には、以下の書類を提出しなければならない。
 - ア) 来料加工工場が外商投資企業へ転換することに関する地方政府認可書類及び確認済の無償設備リスト（原本）
 - イ) 外商投資企業の批准証書及び営業許可証コピー（原本証明が必要）
 - ウ) 加工貿易無償提供設備手帳及び当初輸入時の通関申告書（原本）
 - エ) 税関が要求するその他文書
- (4) 上述1.(2)の場合、新たに設立される法人の業務が国家奨励類産業目録または中西部地区外商投資優位産業項目に属するのであれば、現行の政策規定より、関税免税にて移転手続ができる（当初輸入時に支払った増値税は、移転の際、再び課税されることはない）。

本件は、来料加工工場の法人転換の際に問題となっていた、既存の無償提供設備を新法人へ無償で現物出資する場合の税務の取扱いにつき、条件を満たせば免税にて行えることを示したものです。

【出所:中国税関総署公告〔2009〕62号、財関税〔2009〕48号】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室（東京）電話 03-5223-6672

（大阪）電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 * 禁無断転載